

第2回中野区子ども・子育て会議（第3期） 議事録

【日時】

平成30年1月11日（木） 18時30分～20時30分

【場所】

区役所 5階 教育委員会室

【出席者】

（1）出席委員 14名

寺田会長、和泉副会長、新開委員、小山委員、関委員、谷崎委員、角田委員、
鯉沼委員、藤田委員、遠藤委員、岡見委員、長田委員、中村委員、山本委員

（2）区側出席者 2名

子ども教育部長

地域支えあい推進室長

（3）事務局 11名

子ども教育部副参事 5名

地域支えあい推進室副参事 3名

子ども教育経営分野企画財政担当 3名

【会議次第】

（1）開会

（2）議題

①新規開設予定の認可保育所における利用定員について

②中野区子ども・子育て支援事業計画中間の見直し（案）について

（3）その他

事務局（子ども教育経営担当）

お時間になりましたので、第3期第2回の中野区子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、事務局からご報告させていただきます。

本日は、13名の委員全員のご出席をいただいております。なお、新開先生におかれましては、ご都合により遅れていらっしゃる予定でございます。条例第5条に基づきまして、会議は有効に成立しております。

それでは会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

寺田会長

これより、第3期第2回中野区子ども・子育て会議を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の議題は、その他を含め3件になっております。

早速ですが、議題1 新規開設予定の認可保育所における利用定員について、事務局よりご説明をお願いいたします。

<資料1 について説明>

寺田会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問などございますか。

和泉委員、お願いします。

和泉委員

鷺宮クローバー保育園の定員が今後、年齢別で変更されていくということですが、総定員のところは、増加予定なのか変わらないのか、見込みについて教えていただけますか。

事務局（幼児施設整備推進担当）

現在予定されておりますのが、1歳児が10人、2歳児が12人、3歳児が12人、4・5歳児がこの4月1日では0人という形でございます。3歳の12人が進級する形になりますので、最終的にここに4歳・5歳児各12名の24名が加わることになると考えてございます。

寺田会長

ほかにご意見、ご質問ございませんか。関委員、お願いします。

関委員

いずれも3～5歳がいらっしゃいますけれども、園庭はあるのでしょうか。

事務局（幼児施設整備推進担当）

基本的に園庭というものが無い代替園庭の保育園でございます。

寺田会長

ほかにご質問等ございませんか。谷崎委員、お願いします。

谷崎委員

代替園庭ということですが、小学校の校庭などを園庭のない施設に貸すとなっていて思うのですが、実際、小学校の授業が始まると、なかなか借りにくい状況があると思うのです。今、利用しているところはどのような活用の仕方をしているか、教えてください。

事務局（保育園・幼稚園担当）

園庭のない保育所等におきましては、学校の校庭、それから近隣の公園等を使って代替園庭という形で実施をしております。学校の校庭につきましては、学校との調整の中で利用していただいているところでございます。

寺田会長

ほかにご質問等ございませんか。小山委員お願いします。

小山委員

質問というよりは意見として申し上げたいのですが、人数が1、2歳で多くなっていくというところでは、保育をしっかりと、慎重にやっていただければと思います。

特に一番目の鷺宮クローバー保育園は、0歳児がゼロということですので、1、2歳児が多く入る形になるということは、保育者としての負担はかなり大きいものになります。そのあたりをしっかりと園で考えて運営していただきたいと思います。

寺田会長

関委員、お願いします。

関委員

代替園庭も許されていることはわかりますけれども、3、4、5歳児が外で遊ぶための園庭というのは本当に必要だと思っております。やむを得ないということになるのでしょうか。できるだけ園庭をつくるというような働きかけはございますのでしょうか。

事務局（幼児施設整備推進担当）

委員おっしゃるとおり、園庭があったほうが、より望ましいとは認識をしているところ

でございます。

一方で、今の保育需要を満たしていくためには、致し方ないというようなことも考えているところでございます。

寺田会長

藤田委員、お願いします。

藤田委員

今の代替園庭のことで質問なのですが、大きな宿舎が建設されるところの整備の一環として、保育所をつくりますというのが1件あったと思うのですが、そういうところもやはり園庭をつくるのは難しいのですか。

園庭がどうしてもつくれないという仕方がない状況での措置なのでしょうか。保育需要を満たすために園庭がないがしろになっているのではないかなと少し思っています。

事務局（幼児施設整備推進担当）

先ほど少し言葉が足りませんでした、ここにつきましては、非常に大規模な敷地面積がございまして、いわゆる開発行為に当たるところでございます。

国の土地をまず売却等する場合は、自治体に意見を求めるというような制度になってございます。保育園以外にも学童クラブ等の子ども関連施設、また地域に貢献するような施設、そういったものも含めた上で、大きなマンションが2棟ほど建つ予定です。

公園も近く非常にいい環境になっていると考えているところでございます。

寺田会長

関委員、お願いします。

関委員

この国家公務員住宅の跡というのは、27名の1、2歳がいっぱい、3、4、5歳は45名ということですが、やはりその分は必要になってくるのでしょうか。

事務局（幼児施設整備推進担当）

この場合ですと、1歳が13人、2歳が14人、3歳以上が15人ずつというような構成になってございます。

やはり、その中でもこの場合1人だけなのですけれども、小規模等の1～2歳までの園がございまして、その接続を考えた上で、基本的には区といたしましては、2歳と3歳の間に定員差を設けて、小規模保育からそこに入れるようにしていきたいと考えてございます。ここについてはちょっと1人だけなので、あまり大きな形での差にはなってござ

いませんが。

関委員

3、4、5歳については、幼稚園でも預かりの長い時間をやるところも多くあるように思われますので、そういうところへの変更ということもできるとは思われますし、できる限り、3～5歳の人数を減らせば敷地といいますか容積が少なくて済むわけですから、その分を園庭に使えるという理屈にはならないのかなと思うわけなのです。

事務局（幼児施設整備推進担当）

委員のおっしゃる趣旨は十分わかるところでございますが、認可保育園におきます園庭として認められる面積については、この3、4、5歳の方々の定員数を少しずつ減らすというようなレベルでは、ちょっとなかなか賄い切れないのかなとは思ってはございます。

一方で、先ほど申し上げたような、3歳での接続の問題もクリアしていくというところで、定員設定にある程度段差をつけるということで現在お願いしているところでございます。

さまざまな区の施設でございますとか、いろいろな活用を図りながら、園庭のある保育施設等についても、あわせて整備していく必要はあるかなとは考えてございます。

関委員

願わくばですけれども、園庭というものでなくても、土遊びができるだけでも、随分子どもの環境としては違うはずです。そういう広さを少しでも確保していただければ、子どもたちのためになると思いますので、よろしくお願いいたします。

寺田会長

ほかにご意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本議題について、了承ということでよろしいでしょうか。

＜委員了承＞

それでは、議題2、中野区子ども・子育て支援事業計画中間の見直し（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

<資料2～資料2－3について説明>

寺田会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問などございますか。

谷崎委員、お願いします。

谷崎委員

資料2－1の目標Ⅱの3、4番で区の考え方として、「民間のノウハウを活かしながら多様な育児ニーズに応える質の高い保育・教育環境の確保を目指している」とありますが、中野区はせっかくある公立園がなくなっていくという方向で来ています。実際、私立保育園の中におりましても、公立園の長い歴史、築いてきた保育を誰が引き継いで行くのだろうと感じます。

今情報交換会などでも、公立保育園の保育を私たちも一緒に勉強させていただいて、一緒に中野の保育を進めているところですが、一緒に手を結んでやっているスタンダードな公立の保育園がなくなっていく。本来だったら私立保育園同士手を結ばなければいけないのですけれども、運営母体が違うなど、本当に肝心かなめのところで話し合える関係になっていくのだろうかというところに、ちょっと不安があるのです。

なぜ公立園をなくすことをこんなに待機児童がたくさんいる中で急がれるのでしょうか。ましてや、保育士を集めたくても保育士不足の状況です。実はうちの育和会自体でも、あと2名の保育士の採用が決まっていない状況で、新しい園ができていきます。中野の保育はどこに行くのだろうかというところに、少し不安を覚えるのです。

本当に中野区のやってくださる研修はすごく勉強にはなるのですけれども、講義で受けることよりも、実際子どもたちを前にして、様々なエピソードを通じて保育が伝わっていくというのがとても勉強になるのですね。それがやはり公立園がなくなってしまうことで、どのエピソードがスタンダードなところなのか、子どもをちゃんと守っていける保育を示せるのかというところでは、とても不安があるのです。こんな状況なので、公立園の廃止案はなくなるのでしょうかというのが常日ごろ私の思っているところなのです。

経験交流や合同研修、保幼小の連携と、たくさんの中野区にさせていただいてありがたいのですけれども、中野区の長い歴史を培ってきた公立園の保育というものをやはり守っていただきたいと思っています。

寺田会長

ご意見ということで受けとめてよろしいでしょうか。それとも、何かご質問ということでしょうか。

谷崎委員

意見もそうですし、中野区としてはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。決定ではあるけれども、覆ることはないのだろうかと思っています。

寺田会長

わかりました。公立保育園を民営化するというところでのご質問と、それからご意見であったかと思います。

事務局（保育園・幼稚園担当）

民営化につきましては、長い歴史の中で公立の保育園が担ってきた歴史があります。その一方で、やはり長年使っているということで、施設の老朽化もございますし、職員等の高齢化の問題もあります。そういった中、民営化することによりまして、例えば施設を少し大きくして、規模を拡大するといったことで、待機児童対策にも寄与ができることもメリットだと考えております。

区立が担ってきた保育の質につきましても、保育園・幼稚園分野としては、各園長等を中心に、区立が担ってきた保育をどんな形で伝承していくのか、私立のいいところもうまく融合させ、保幼小の連携や合同研修、そういった中でぶつけ合いながら、保育の質の向上に向けた取組を強化しているところでございます。

民営化が進んでいく中での不安はあるとは思いますが、次の時代に向けて保育の質の向上を引き続き図ってまいりたいと考えているところでございます。

谷崎委員

中野区としての保育のビジョンは公立園がなくなったらどのように表されるのでしょうか。私立園はいろいろな特色を持って運営しているところが多いと思うのです。来年度からは保育所保育指針も変更になって、それをどう読み解くか、どのように実際の保育に生かしていくかというところでは、温度差が出てくるのではないかなと思っています。

事務局（保育園・幼稚園担当）

中野区では就学前教育プログラムにおきまして、教育や保育について、公私関係なく、幼稚園も保育園も関係なくという形での理念で進んでおります。この考え方というのは、仮に区立園が民営化したとしても、かわるものではないと考えているところでございます。

中野の子どもたちが安心して過ごせるよう、こういった保育・教育の質の向上に向けて

の取組みを一層強化していかなければいけないのだろうと考えているところでございます。

寺田会長

ほかにご意見、ございますか。 長田委員、お願いします。

長田委員

資料２－２の２ページの表について、２号認定の「前年度からの増減（人）」というところですね。３１年度の増減人数に変更があるということで、３１２人増から５４９人増と、大幅な人数変更をされているようなのですけれども、そもそもここに書いてある５４９人増という数字の意味と変更した要因を教えていただければ。

事務局（保育園・幼稚園担当）

今回の案については３１２人増から５４９人増という数字をお示しさせていただいたところでございますが、これにつきましては、３０年度から３１年度に保育施設の整備により確保できる定員の増加数といった形でございます。

当初、素案の段階では３１２人分を整備すれば足りる想定でございましたが、最終的な案の段階におきまして、保育需要を満たすにはこの３１２では足りないといったところで、認定こども園、保育園等を更に増やして、５４９人増という数字でもって需要見込みに応えるだけの確保方策数としたところでございます。

長田委員

重ねての質問になりますが、資料２－２の１ページ目に新規施設についての計画が出ているのですが、素案に比べてそんなに園の数は増えていないのですが、ここの部分と先ほどの大幅に増員するということの整合性はついているのでしょうか。

事務局（保育園・幼稚園担当）

１ページの新規施設数でございますけれども、具体的には保育園というところで見てくださいと、当初素案では６８園だったものが、今回７０園という形で、２園ほど増加しているところでございます。１園について約１００名定員での認可保育所を想定しているところでございまして、それが約２００名の定員の増として表れていると思っております。

そのほか、小規模保育施設等も増やすことによりまして、先ほどの数字を積算したところでございます。

寺田会長

ほかにご意見ありますでしょうか。

谷崎委員、お願いします。

谷崎委員

資料２－１の目標Ⅲの児童館のことでお聞きしたいというか、意見なのですけども、中高生の居場所がなくなっているという意見に対して、利用可能な施設があると書かれていると思いますが、利用可能であっても利用したい施設なのだろうかと思ってしまったのです。

小学校の高学年から中学生にかけて、本当に居場所がないということが、一番困っていることなのではないかなと思うのです。児童館がなくなり、学校の敷地内にあるキッズ・プラザに移行するというので、小学生はそこに行けますが、中学生の行き場所はないとなると、年代間で分断されてしまうのだろうと思うのです。コミュニケーション能力が大事になってくるこれからの世の中に対して、子どもの社会もそのように分断していったいいのかなと思うと、やはり児童館は小学生も中学生も行ける場所であったということを考えたときに、区民活動センターが利用できますよということではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（子育て支援担当、児童相談所設置準備担当）

中高生に対する支援ということについては、中高生の活動自体が場所を限定することなく、活動自体を支援していくような取組みというのを区としてはまずしていきたいというのが一つです。

あとは限定することなく、地域の施設や図書館など、そういった地域の施設の中でも子どもたちがさまざまな活動を自由にできるような支援についても努めていくべきだと思っています。加えて今後地域での支援の展開というのが区民活動センター等を中心に、高齢者だけでなく子どもを含めてされていくといった中で、地域全体として子どもたちを支えていくというような地域づくりについても、私どもとしても広げていきたいと考えているところでございます。

寺田会長

よろしいでしょうか。関委員、お願いします。

関委員

目標Ⅲの５ですけども、今、谷崎委員がおっしゃったことのとはまた別の視点について、児童館がなくなると、家庭でお子さんを育てている０、１、２歳のお母さん方の行くところがなくなります。また、児童館に行ってもそこに子育てひろば事業がございすけ

れども、何かトラブルが起こっても、その中に専門家がいないと本当の子育て支援ができない。もっと言えば、支援が必要な子どもなどがいたとしたら、その子のケアも全くできなくなってしまって、不安につながってしまう。その子を見たいと思っていて、就労しない選択をしているにもかかわらず、就労して例えば保育園に行くなどの形でしかほかの道を見つけれないということがあるようでは、どの家庭にもどの子どもにもよい環境という中野区の願いに反してしまうのではないのでしょうか。何よりも、子どもの不幸になってしまうのではないだろうかと懸念いたします。その点についてはいかがでしょうか。

事務局（地域子ども施設調整担当）

児童館で行っている子育てひろば、ほっとルームへのご意見だったと思います。児童館職員が直接見ている部分もあるし、なかなか目が届かない部分もあるというのが児童館の現実だと思います。

児童館での子育てひろばは、なかなか小学生がきたりしますので時間帯も限られてしまいますので、区としまして今後、24か所以上区内に子育てひろばをつくっていかうことで進めています。

東部のびよびよとか、上鷺のオディリアホームとか民間でやっていたところでは委託に切りかえて実施しています。また、小学校に再編の改築にあわせて新しくキッズ・プラザができますので、その中に子育てひろばもつくっていく考えであります。

そういう区の委託でやる場所については、都の研修を受けた子育て支援員を2人配置し、行っていく考えで拡充を進めているところでございます。

関委員

その支援員という方は、何かの資格を持っていらっしゃるのでしょうか。教育・保育の専門家や心理、療育の専門家、そういう方がいらっしゃるということでしょうか。

事務局（地域子ども施設調整担当）

子育て支援員は都の研修等を終えた方でございます。委託事業者の中には保育士資格等々を持った、また教員資格等々を持った方も中にはいると聞いてございます。

関委員

必ずそういう専門家を置くと決定づけて、そこに起こることのトラブルに対応できる人がちゃんといないと、本当に子育ての不安を増長するばかりになると思うのですね。その点いかがでしょう。

事務局（地域子ども施設調整担当）

必ずそういう研修を受けた、またはそういう資格を持った者が担うと委託の中では位置づけております。

関委員

支援員というだけでなく、専門家というところが私はとても大切なように思います。そのように規定づけていただきたいと思います。

事務局（地域子ども施設調整担当）

あわせまして、子育てひろばにはすこやか福祉センターの福祉職が定期的に巡回相談を行っておりますので、継続して行っていきたいと思っております。

寺田会長

私からもよろしいでしょうか。巡回相談の頻度はどれぐらいなのでしょう。

事務局（地域子ども施設調整担当）

月1、2回巡回相談を行っています。

寺田会長

相談として回っていらっしゃるということなのですね。その巡回相談として回っている中で、どれぐらいのケースとして上がってくるのでしょうか。

例えば、特別支援が必要だと感じられるようなお子さんたちをどれぐらい把握できるのかとか、データとしてもし上がっているようでしたら、教えていただけたら幸いです。

事務局（地域子ども施設調整担当）

月1、2の育児相談を保健師または福祉職が行っておりますけれども、大体報告としては子育てについての不安等でございます。特別支援が必要な子等々につきましては、児童館長等との連携や学校から上がってくる場合もありますし、そういうところで把握しているところでございます。

寺田会長

わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

和泉委員、お願いします。

和泉委員

意見交換会で寄せられた意見のところで、第4章のところの7番に、「川崎市はタワーマンションを建設する際に保育室を作ることを義務づけていると聞く。」というようなご意見があつて、それについても検討していきたいというお考えをお示しになっているところで

す。

私自身も川崎市の委員会のほうでこういう保育施設整備にかかわっておりまして、実際に制度としては条例で事前協議というのを設けているのですね。ただ、川崎市と中野区で多少違うところといいますと、やはり川崎市は政令指定都市でございますので、認可権限も含めて持っています。建築確認申請も含めて受け付ける権限を、全て自分の手の中に持っているというところが、少し中野区と事情が違うのかなと思います。中野区の場合には、東京都と相談しながら進めなければいけない部分というのが多分にあるとも思います。

川崎市の場合には、事前協議ではあるのですが、強制力を持ってない部分がやはりございます。どこの自治体でも同じことなのですけれども、ただ、川崎市でもしこの保育室を設けた場合も、住民の方が優先して入れるかという、そういう制度にはなっておりません。利用調整という仕組みのもとで平等に扱われてしまうので、せっかく自分のマンションに保育所ができたのに、そこには入れないということが往々にして起こるのですね。ただ、マンションの開発事業者は、そこを大っぴらには言わないわけです。保育所ができます、それ以上のことは言えません。勘違いする人が出てきますが、そういうことが起こってしまうと、本当にお互い間が悪いというか、嫌な感じになってしまうのではないかなという部分もあります。

一方新しい動きで、大阪市なのですが、昨年9月の議会あたりから話題になっているのが、そのマンションにつくられた保育所に優先的に入所できるように、自治体に裁量があるのではないかということです。実は国会で厚労省側もそういう答弁で答えていまして、そこは自治体の裁量ということで、大阪市は条例化を図ろうとしているようです。ただ、それはあくまでも保育所がつくれる規模のマンション、つまり何百戸も入るような大規模なマンション開発でないとなかなか難しいというのがあって、中野区のマンション開発を見ているとなかなか参考にはしづらいのかなというところもあります。

どういう形で進めていくのか、ぜひ十分にほかの地域も参考にしながら、ご検討いただければと思います。

寺田会長

貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

ないようでしたら、私からも1点、皆様の意見交換等で寄せられた意見の中の、3ページ17番の項目です。中高生と乳幼児のふれあいに関することなのですけれども、これは27

年前にこの中野区の小学校からスタートしたものですので、ぜひ推進していただきたいと思います。

児童館だけでなく、認定こども園でも十分活用できる場であると思います。いろいろな活用の仕方があると思いますので、ご検討いただけたら幸いです。

ほかにはいかがでしょう。

関委員、お願いします。

関委員

目標Ⅱの7でございます、「幼稚園・保育園職員の質の向上のため、長く働き続けられるよう、処遇改善をしてほしい。」という意見に、本当に賛成でございます。幼稚園も一緒に処遇改善を図っていただきたいと思っております。

寺田会長

貴重なご意見をありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

小山委員、お願いします。

小山委員

小学生はキッズ・プラザ、中高生はまた違った形で、そして就学前の子は子育てひろばで、というような形が、ごく一般的ではあるかとは思いますが、ただ、私の子どもは、中学1年生のお兄ちゃんと、小学3年生の娘が校庭で一緒に遊ぼうと思ったら、中学生はだめですよと言われてしまって、結果的にその兄弟で一緒に遊ぼうとしたのに遊べなかったということがあったりもしました。それぞれの年代が遊ぶ場を提供することも大事なのですが、せっかく乳児とふれあう中高生のつながりなど、中野区の歴史の中で築き上げているのならば、その垣根を超えて年齢に関係なく、体を動かしたりだとか、どの年齢でも交流ができるような子育てひろばをつくってほしいと思いますし、子どもが少なくなっている中で、その子育てひろばの部分が赤ちゃんだけに特化してしまうのももったいないというところもありますので、そういう視野を持っていただくと、寺田会長のお話とかももっと実現していき、子ども同士のつながりというところでもやっていけるのかなと思いますので、その辺をご意見として言わせていただきました。

寺田会長

ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。

藤田委員、お願いします。

藤田委員

これも質問というよりは意見に近い形になるかと思うのですが、見直しを今進めている中野区子ども・子育て支援事業計画というのが、27年度から31年度のもので、もう27年度から既に中間のところまで来ているので、根本的なところは変えられないと思うのですけれども、これまでも申し上げてきているように、幼児期の教育・保育に関しては、需要見込みに追いつけるように、相当頑張ってつくられているなど見受けられます。ただ一方でやはり、小学校以上の支援がどうしても薄く見えてしまいます。

例えば、案の86ページに、キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業というところがありますが、かなり数字がざっくりしているのですね。これは人日なので、実際どのぐらいの施設をどこにつくっていけばどのように需要を取り込んでいけるのかというのは、全くここからは見えてこないのです。

それこそ次の計画に向けての話だと思うのですけれども、例えば妊婦検診についても随分当初の見込みよりも30年度、31年度で人数が増えていますよね。妊婦さんが増えればもちろん保育園等の需要も増えるし、学童クラブ、キッズ・プラザの需要ももちろん増えると思うのです。子どもの数年間の成長の中で、親の生活はそんなに変わりませんので、保育園に入れていた親がそのまま就労を続けたいと思えば、学童クラブを利用したいというふうに思っただけだと思います。

ぜひその次の計画に向けてはそのあたりもきちんと見てほしいと思います。

事務局（地域子ども施設調整担当）

今、委員からのご指摘がありました86ページのキッズ・プラザ、それから放課後子ども教室推進事業でございますが、たしか、この31年ですと小学校に今8校、キッズ・プラザありますけれども、31では1校しかふえていない。次の計画のときに平成33年までを入れるとプラス6校、キッズ・プラザが今ふえる見込みで、既に設計図といわゆる基本設計ができている3校プラスいわゆる統合校ではないところを2校、キッズ・プラザをつくる計画を今協議しておりますので、そういうところで。利用者数につきましては、いわゆる1日キッズ、120～130名が利用しているという状況でございますので、そういう次の計画では大きく出てくるのではないかなと思っております。

寺田会長

ほかにご意見、ありますでしょうか。いかがでしょうか。

事務局（子ども教育経営担当）

今回、藤田委員がおっしゃるように、中間見直しということで、アンケート調査につき

ましても保育ニーズに絞り込んで、それを反映した形になっております。

来年度、早速に次の計画の改定作業に入ってまいりますけれども、そのニーズ把握については、教育、保育以外の在宅での育児、また学童期に対してもニーズ把握をしていきたいと思っています。

また、そのアンケート策定に際しても、当会議の中でご意見を賜って、よりその実情を把握できるような調査にしていきたいと思っております。具体的には来年度、恐らく5月、6月にアンケート調査の内容についてはご意見をいただきたく考えておりますので、その中でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

寺田会長

そのほかにご意見ありますでしょうか。 新開委員、お願いします。

新開委員

意見交換会を行ったことで、資料の2-2の最後のページにも、せっかく開いてくれたのに、参加者が少ないことが残念だということで、より多くの意見をいただけるように、周知について工夫したいという回答が書かれています。資料2の参加人数を見ましても、多くて12人というようなところで、その要因についてはどのようにお考えでしょうか。

例えば平日でお子さんを預けるところがないとか、あるいは土日が含まれていないことであるとか。どのような見直しをしていくご計画なのでしょう。

事務局（子ども教育経営担当）

今回4か所の会場で意見交換会のほうを開催させていただきました。中野区の地形からいって、なかなか特定の場所でやるだけでは参加しづらいというところで、中央部の中野区役所、また南北、東西というところを見まして、この4か所で開催をいたしました。時間帯についても平日でございますけれども、午前中の時間、午後の時間、そして夜の時間というところで、工夫したつもりではありますが、参加人数としてはこの状況でございます。

お子さんがいらっしゃる方、実際にご参加いただいておりますけれども、そこについては、一時保育を用意させていただくなど、参加しやすいような配慮はしております。

今後も工夫、改善はしていきたいと思いますが、委員の皆さんからこうしたらいいのではないかとことがございましたら、お聞かせいただきまして、反映をしていきたいと思ひます。

寺田会長

いかがでしょうか。皆様からのご意見ありますでしょうか。

これはどのように周知されたのでしょうか。区報とか何かでしょうか。

事務局（子ども教育経営担当）

区報、ホームページ、掲示板また関係団体を通じてチラシを設置させていただきました。

寺田会長

藤田委員、お願いします。

藤田委員

親の立場から考えますと、やはり土日が含まれていないのは、参加しにくいと思います。

私も保育園の保護者代表としてこの会議に出席していますので、保育園に子どもを預かってもらっているのですね。本当のところを言うと、この会に出るのも多少心苦しさがあったりはします。家族が子どもを迎えに行ってくれるおかげで、ここにも出てこられているという状況です。意見交換会について、夜の時間帯だったらと考えられたと思うのですが、19時45分から21時は子育てで言うと、ゴールデンタイムで、夜の一番忙しい時間なのです。平日だと、仕事から帰ってきて参加するのは難しいかなと思いますね。もちろん、子育て中の方だけではないと思うので、今申し上げたことが全てではないですが、まだ土曜日、日曜日が入っていると、参加しようかなという気になるのではないかと思います。

あとは、場所なのですが、例えば小学校とか、まさに直接子どもが関わっている施設でやっていただくということも考えてもいいのかなと思います。そのほうが足は運びやすいと思います。難しい部分はあるとは思いますが、そういったちょっとした工夫で、参加人数は大きく変わるかなとは思っています。

寺田会長

ほかにご意見ありますでしょうか。中村委員、お願いします。

中村委員

資料2-2のⅠの②「地域ぐるみで子育てを行うための連携強化」というところなのですが、けれども、青少年育成地区委員会、子ども会、子育て支援にかかわる団体とあるのですが、どの団体を見ても、大体同じ顔ぶれで、新しい人を引き込む努力をしていないと、メンバーも高齢化していく中、継続するのが難しいのではないかなと思っているのです。育成者を育てていくという活動を考えているのでしょうか。

私もいろいろなことに関わらせていただいているのですが、大体同じメンバーな

のですよね。そうすると、その人たちだけに負担がかかって、もう少し支援の輪を広げていかないと、続いていかないのではないかと考えています。その辺どう考えているのか、教えてください。

事務局（地域支えあい推進室長）

さまざまな団体のメンバーが固定されがちであることは承知してございます。それを何とか打開していかなくてはならないと私どもも同じ課題認識を持っておりまして、資料にも書いておりますけれども、新しい人材をいかに見つけて、ともに連携して取組を進めていけるかというのが、今後の大きな課題だと思ってございます。そこは私どもも力を入れていきたいと。社会福祉協議会の方もいらっしゃいますけれど、そういったところとその地域の中での活動を行う方々の裾野を広げた取組をしていかなくてはならないなと思っています。

中村委員

本当に悩みどころなのです。新しい若い人たちに対して、どうやったら興味を持ってくれるのか。若い人って、やはり自分の仕事も大事で、私も仕事を持っているので仕事を優先してあいている時間を使っているのですけれども、なかなか難しいのです。時間との折り合いと、家庭、我が子もいるのである、すごいジレンマがあります。自分の子どもを放っておきながらよその子を見るのかとか。自分の子どもと一緒に連れていってしまうと、自分の子どもに目がいってしまいうし。そうすると、子育てが終わった世代にそういう支援の場が回ってくるのですけれども、そうすると見守りだけになってきたりします。

寺田会長

山本委員、お願いします。

山本委員

地域の人材育成とは書いてありますけれども、それを具体的にどういうふうに区として考えて、それこそ中村委員が今おっしゃっていましたがけれども、私たち地域は中部と南部で違うのですけれども、下手すると週のうち5日間ぐらい、全然違う活動で会うというようなこともあります。かなりご年配の方も活動してくださっていますので、やはり人材の育成は大事だなと思います。子育て支援を地域に落としていくためには、やはり人材への支援とか育成、大事だなと思っているのですけれども具体的にはあるのでしょうか。

事務局（地域活動推進担当）

同じように、私どもも本当に考えているというところです。たまたま今、町会・自治会

の参加促進ということで、町会の役員の皆さんと区のほうで一緒に検討会をしているところですよ。そういう中で出てくるのは、あまり重い責任だったり、その活動に取り込まれてしまうということからもう少し開放されれば、いろいろな切り口で何かしてみたいという人材は、もっといるのではないかとあります。

大学も来ていただいています、若い方たちも役員にいきなりなるとかではない形でのかわり方であれば、いろいろな団体に参加できるのではないかなというご意見をいただいています。それは全ての団体さんに言えることなのかなとも思います。

それから今、社協で地域活動へのデビューなり活動の仕方なりの講座をされているのですけれども、すごい参加者ですね。そういうニーズは、本当にあるのだなと思います。そうすると、あとはどんなふうにマッチングしていけるのかという仕組みが大切かなと思います。そのマッチングがまだ不十分なところもあると思いますし、全く人材がいらないわけではない、うまくマッチングして、そこを団体の方たちと行政と社協さんも一緒に支えながら、活性化していくという、何か講座をして育成すればすぐ活動できるかというところでもないです、実際の活動の中でいかにそういう方たちを取り込めるような仕組みづくりをしていくかというようなことに、町会・自治会のこととあわせて取り組んでいくべきと思っています。

寺田会長

ありがとうございます。

今、いろいろなご意見が出されたと思います。例えば幼稚園とか保育園とか小学校とか、そういうところで1時間とか2時間とかの時間を組んでいただいて、そこにボランティアなり何かをやりたいというふうに育成をしていただいた、区民のためにちょっと手を貸すよ、何かするよというような方たちを、多少なりとも有償ボランティアのような形で活動していただき、そこにお父さんやお母さんたちも参加し、意見を発言してみる。そうすることで、ああ、そうなのだ、中野区ってこんなことをやっているのだなと、中野区には中村委員だとか山本委員のようにリーダーとして引っ張っていただくような方もいるのだということを知ることができると思います。それがまずは中野区の行政を知ったり、中野区でボランティアをやりたいなというようなことにつながるきっかけづくりになるのではないのでしょうか。

ですので、今日はすごく皆さんいろいろないい意見をたくさん言ってくださって、できないことを並べるのではなくて、できることをもしかしたらこうしたらいいかもしれない

ということを、いろいろな知恵なりご意見を言っていたいた回だったのではないのでしょうか。新年、とてもいいスタートが切れたのではないかなと感じておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見があるようでしたら、いただきたいですが。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上で終了となります。

その他、委員の皆様及び事務局から何かございますでしょうか。

谷崎委員、どうぞ。

谷崎委員

はい。計画案 69 ページの「保育の必要性の認定区分」のところなのですが、今アプローチカリキュラムというのを幼稚園、保育園が一緒につくっているというところで、私も参加させていただいているのですけれども、今度保育指針も新しくなって、幼稚園教育要領も新しくなって、確か同じ項目で保育園、幼稚園ともに就学前教育が大事だよ、子どもたちは遊びの中からいろいろなことを学んでいくのですよ、主体的に取り組んでいくのですよということが示されていくのです。

今の書き方ですとやはり 2 号認定の子どもには教育がないような、保育の必要性ありということだけで幼稚園とは違うというような表記。よくご存じの方はお分かりなのでしょうが、保護者の方が見れば、やはり保育園には教育はないのだという誤解をされてしまう気がします。また、幼稚園には養護がないのだという誤解にもなるかもしれません。

やはりこの小さな枠の中に、言葉を幾つも入れられないのかもしれないけれど、同じ年齢の子どもが育っているということを考えて、書き方を考えていただくといいなと思っています。

寺田会長

この制度に携わった者として「保育の必要性の認定区分」は私が答えてしまってよろしいでしょうか。

ここは、便宜上このような言い方をしているのであって、保育所保育指針が改定になり、幼保連携型認定こども園もこの 4 月 1 日からスタートすると、この部分のところでは保育に欠けるという保育所保育指針の文言が、保育の必要性、保育を必要とする子どもというふうに変わります。ですので、ここで保育の必要性ありというような文言になります。

それは子ども・子育て支援法がスタートし、保育に欠けるから、保育を必要とするとい

うことで、働いていようが働いていまいが、全ての子どもに保育が必要だということ。それから3歳以上の子どもに関しては、幼稚園も保育園も認定こども園も全て教育が等しく行われるようにということで、保育所保育指針も幼稚園教育要領も、全て全体的計画という名のもとに同じように教育が等しく行われるということがこの4月1日からスタートいたしますので、その辺のところはご心配なさらなくても大丈夫なのではないかなと思います。

谷崎委員

ただ、これは広く皆さんがごらんになるものなので、ちょっとやはり気になるところではあるのです。保育園のところには保育の必要性ありということなので。今、寺田先生がおっしゃられたようなことは、どこにも書かれていないわけなのです。

和泉委員

書き添える必要があるということ。

寺田会長

そうですね。

その辺のところはでは少し、検討させていただきませんか。

事務局（子ども教育経営担当）

最終的に計画するときに、よりわかりやすく、補足的に書くことはできるかと思いますので、先生にも言葉の選択をご指導いただきまして、検討させていただきたいと思います。

寺田会長

貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

では、事務局より次回の日程について連絡をお願いいたします。

事務局（子ども教育経営担当）

次回の日程でございますが、前回調整をさせていただきました2月22日19時開始ということで、お願いをしたいと思っております。よろしくお願いします。

寺田会長

それでは、これにて第3期第2回中野区子ども・子育て会議を終了いたします。本日もさまざまな貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

— 了 —